

○ 経済産業省
環境省 令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（政府保有口座の記録事項）

第二条 政府保有口座は、次に掲げる口座に区分する。

一 無効化口座

二 取消口座

三 その他国際協力排出削減量口座簿の維持管理上必要な口座

2 政府保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 口座番号

二 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号

三 前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四 その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の記録事項）

第三条 法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人等保有口座名義人が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記

二 法人等保有口座名義人が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室

効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記

三 法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先

四 法人等保有口座名義人が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあつては、英語による表記）

五 その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の開設の申請）

第四条 法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記

二 法人等保有口座の開設を受けようとする者が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記

三 法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先

四 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあつては、英語による表記）

3 法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

一 法人 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二 排出削減等協力事業者である個人 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

（変更の届出）

第五条 法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない

らない。

2 前項の届出書には、法人等保有口座名義人の前条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（定款を除く。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、変更があつた事項が前条第二項第四号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

（振替手続の申請方法）

第六条 法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

（申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合）

第七条 法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合

二 当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合

三 当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される国際協力排出削減量の発行若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合

四 当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく環境大臣及び経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合

五 その申請に係る事項が虚偽である場合

六 その申請の手續に不備がある場合

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座にある国際協力排出削減量の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

(信託の記録の申請)

第八条 令第二十二條第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

(信託の記録の抹消の申請)

第九条 令第二十五條第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

(受託者の変更があつた場合の申請)

第十条 令第二十七條第一項の申請は、様式第五の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（受託者の解任）

第十一条 環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条 令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条 法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

2 前項の請求書には、法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があつた場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（法人等保有口座の廃止の申請）

第十四条 法人等保有口座名義人は、自己の法人等保有口座に記録されている国際協力排出削減量について、その全部を他の法人等保有口座又は政府保有口座に移転した場合には、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第八の申請書によってしなければならない。

3 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る法人等保有口座を廃止するものとする。

（法人等保有口座に記録されている事項の修正等）

第十五条 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座の記録事項に誤りがあることを知ったときは、法人等保有口座名義人に協議した上で、当該法人等保有口座の記録事項の修正を行うとともに、当該修正を行うために必要な範囲で、国際協力排出削減量の移転を行うことができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座の記録事項の修正又は国際協力排出削減量の移転を行った場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（国際協力排出削減量口座簿による情報の開示）

第十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座名義人の名称及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあつては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。）を公表するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座及び政府保有口座について、その区分ごとに、当該区分に含まれる口座に記録されている国際協力排出削減量の数量を公表するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条 令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2 前項の規定により指定実施機関に納められた手数料は、指定実施機関の収入とする。

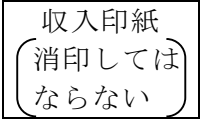
（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条 令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であつて、当該申請をする者がその旨を申請書

に記載した場合に限り、するものとする。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。



法人等保有口座の開設申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 9 第 3 項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

(法人である場合のみ)

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第二（第5条関係）

法人等保有口座名義人の名称等変更届出書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

(法人である場合のみ)

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考

- (1) 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
- (2) 届出書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

信託の記録申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第22条第1項の信託の記録について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	

	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

信託の記録の抹消申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

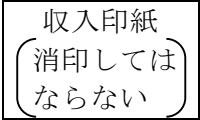
申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第25条第1項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録の抹消に係る国際協力排出削減量の種別ごとの数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。



受託者の変更による国際協力排出削減量の振替等申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

前受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

新受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

国際協力排出削減量振替に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
新受託者の氏名又は名称	
新受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	

	受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
	信託管理人の氏名又は名称	
	信託管理人の住所又は居所	
	受益者代理人の氏名又は名称	
	受益者代理人の住所又は居所	
	受益証券発行信託である旨	
	受益者の定めのない信託である旨	
	公益信託である旨	
	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

信託の記録の変更申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 28 条において読み替えて準用する第 20 条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録の変更に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	

	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

- 備考
- (1) 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
 - (2) 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第七（第 13 条関係）

収入印紙
（消印しては
ならない）

国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付請求書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

請求者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 17 の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

請求の内容	☐ 記録事項の全部	☐ 記録事項の一部
-------	----------------------------------	----------------------------------

※記録事項の一部の請求をする場合には、以下に請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号を記載すること。

請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第八（第 14 条関係）

法人等保有口座の廃止申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令第 14 条第 1 項の規定により、法人等保有口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。